

早出町中堅会規約

施行 S.57. 4.29
 改正 S.57. 6.30 改正 S.58. 9. 9 改正 S.59. 6.27
 改正 S.59.11.28 改正 S.60. 6.22 改正 H. 1. 6.25
 改正 H. 2. 6.24 改正 H. 4. 6.21 改正 H. 5. 6.24
 改正 H. 6. 6.19 改正 H. 7. 6.19 改正 H. 9. 6.22
 改正 H.15. 6.22 改正 H.17. 6.19 改正 H.23. 6.19
 改正 R. 1. 6.23 改正 R. 5. 6.25 改正 R. 6. 6.23

第1条 (名称) 本会は早出町中堅会と称する。
第2条 (目的) 浜松まつりならびに町内諸行事への参加を通じて会員相互の親睦を図り明るく住みよい町づくりに寄与する。
第3条 (会員) 1 本会の会員は早出町に在住する18才以上の男女をもって構成する。
 2 会員の内35才未満の男女を青年部とする。但し継続して活動する場合はこの限りではない。
第4条 (事業) 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
 1 浜松まつりなどの行事について主体的に実行する。
 2 自治会の行事について要請された場合には積極的に協力する。
 3 その他目的達成に必要な活動を行う。
第5条 (役員) 本会に次の役員をおく。
 1 顧問 若干名
 2 相談役 若干名
 3 特別相談役 若干名
 4 常任相談役 若干名
 5 会長 1名
 ☆ 6 会長代行 1名
 7 副会長 若干名
 8 副会長(事務局) 若干名
 9 副会長(会計) 若干名
 10 監事 3名
 11 理事 20名以上
 12 青年部長 1名
 13 青年副部長 若干名
第6条 (役員の仕事) 本会の役員の仕事は次の通りとする。
 1 顧問、相談役、特別相談役、常任相談役並びに青年部長は会長の諮問に応じると共に必要に応じて会議に出席して意見を述べることができる。
 2 会長は本会を代表し諸活動を統括する。
 ☆ 3 会長代行、副会長は会長を補佐し会長が活動を遂行できない時、これを代行する。
 ☆ 4 三役(会長・会長代行・副会長)は本会の目的達成のための事業について企画・立案・実施の任にあたる。
 5 理事は三役を補佐すると共に所属組の会員との連絡を密にし会員の意見等を理事会に提出する。また、会の普及と会員の指導にあたる。
 6 事務局は議事録をとり、また、各種会報を作成し会員に回覧する。
 7 会計は経理事務を行う。
 8 監事は会計監査を行い必要に応じこれを報告し意見を述べる。
第7条 (任期) 役員の仕事は1期2年とする。但し再任は妨げない。

第8条 (役員選任) 1 顧問並びに相談役
 三役会の承認を得て会長が委嘱する。
 2 特別相談役には本会の会長退任者を充てる。
 3 常任相談役には本会の副会長退任者を充てる。
 但し、3期6年以上を務めた者とする。
 4 会長
 副会長の中から互選し、理事会・総会に諮り承認を得る。
 ☆ 5 会長代行
 副会長の中から必要に応じて互選し、理事会・総会に諮り承認を得る。
 6 副会長
 各組毎に三役が理事の中から推薦し三役会で決定した候補者を理事会、総会に諮り承認を得る。
 7 事務局・会計
 副会長の中から互選により決定する。
 8 理事
 各組毎に会員の中から互選により決定する。
 9 監事
 三役会の同意を得て会長が委嘱する。
第9条 (会議) 1 総会
 総会は本会の最高決議機関であり年1回開催する。
 但し、必要により臨時に開催できるものとする。
 ☆ 2 三役会
 三役会は会長・会長代行・副会長で構成する。
 3 理事会
 理事会は三役、特別相談役、常任相談役、理事並びに青年部正副部長及び子供会三役をもって構成する。
 4 いずれの会議も出席者の過半数により議決する。
第10条 (経費) 本会の経費は自治会の助成金及び会員の会費その他をもって充てる。年会費は三千元とする。
第11条 (会計年度) 本会の会計年度は6月1日から翌年5月31日とする。
第12条 (会則の変更) 本会の会則は総会に於いて、出席者の3分の2以上の同意をもって改正することができる。
第13条 (会への入脱会) 本会への入脱会は自由とし各組理事及び副会長を通し会長に連絡する。脱会の際は、会費は返却しない。
第14条 (施行) 本会の会則は昭和57年4月29日より施行する。